

第3回
高等学校入学者選抜制度に係る
県立学校教育懇話会

令和7年3月19日

県庁旧館2階
教育委員会室

会 議 次 第

1 開 会

2 議 事

- (1) 第2回懇話会における主な意見
- (2) 新たな入学者選抜における選抜形式及び選抜実施時期について
- (3) 新たな佐賀県立高等学校入学者選抜について
- (4) その他

3 その他

4 閉 会

<巻末資料>

- ・ 高等学校入学者選抜制度に係る県立学校教育懇話会 委員名簿
- ・ 県立学校教育懇話会 設置要綱

県立学校教育懇話会 委員名簿

No.	所 属	職名	氏 名	備考
1	佐賀大学大学院 学校教育学研究科	教授	松尾 敏実	学識経験者
2	西九州大学こども学部	教授	草場 聡宏	〃
3	佐賀新聞社	編集局長兼 論説委員長	桑 原 昇	〃
4	佐賀県高等学校PTA連合会	会長	西 岡 豊	保護者代表
5	佐賀県PTA連合会	副会長兼 母親委員長	末永麻梨子	〃
6	嬉野市教育委員会教育長	教育長	杉崎 士郎	市町教育長会連合会代表
7	県立牛津高等学校	校長	江頭かおり	県高等学校長協会会長（専門）
8	県立佐賀西高等学校	校長	野 田 亮	県高等学校長協会会長（普通）
9	小城市立牛津小学校	校長	真子 真波	県小中学校校長会代表
10	伊万里市立国見中学校	校長	加藤 吾郎	〃

（事務局名簿）

No.	所 属	職 名	氏 名	備 考
1	教育委員会	副教育長	内田 祐美	
2	〃	〃	嘉村 直樹	
3	〃	〃	松尾 広樹	
4	教育振興課	課長	笹谷留里子	
5	〃	副課長	上田 裕介	
6	〃	指導主幹	高山 裕樹	
7	〃	係長	中寫 研之	
8	〃	指導主事	山崎 洋志	
9	学校教育課	課長	山口 明德	
10	〃	参事	槇 俊二	
11	保健体育課	課長	江口 賢久	

県立学校教育懇話会設置要綱

佐賀県教育委員会

(目的及び設置)

第1条 県立学校における制度の在り方や諸課題について検討するため、県立学校教育懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 懇話会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育長が委嘱する。

(1) 学識経験者 (2) 保護者代表

(3) 教育行政関係者 (4) 学校関係者

3 懇話会に委員長及び副委員長を置き、委員の中から教育長が指名する。

4 その他、上記以外に委員長が必要と認める者をもって委員に充てることができる。

(委員長及び副委員長の職務)

第3条 委員長は、懇話会の会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議等)

第4条 懇話会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 懇話会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 懇話会で協議する事項は、委員長が定める。

4 教育長は、懇話会に意見を聞く必要があるときは、委員長に対し、協議すべき事項を示して、会議の招集を求めることができる。

5 委員長は、必要に応じて、懇話会の委員以外の者を会議に出席させ、意見を聞くことができる。

(作業部会)

第5条 委員長は、必要な事項の検討を行うため、作業部会を置くことができる。

2 作業部会の組織については、委員長が別に定める。

(事務局)

第6条 懇話会の事務局は、佐賀県教育委員会事務局教育振興課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年6月3日から施行する。

この要綱は、令和7年1月20日から施行する。